

北海道建設審議会

第2回 建設産業の振興に関する専門委員会

日時 平成29年8月24日(木) 13時30分～14時40分

場所 かでる2・7 710会議室

事務局(京田課長)

それでは、お時間になりましたので始めていききたいと思います。
本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

建設業担当課長の京田でございます。よろしくお願ひいたします。
これより、第2回建設産業の振興に関する専門委員会を開会します。

なお、堤委員長は大学の関係で渡米されており、本日は欠席となっております。

委員長が不在となりますが、「北海道建設業審議会条例施行規則」第3条3の規定によりますと、「部会長が指名した者がその職務を代理する」となっており、堤委員長は安達委員を指名し、安達委員からご了解をいただきましたので、本日の委員会は、安達委員の委員長代理で進めていきたいと考えております。

また、小磯委員が急遽、欠席となっております。

お二人からは、事前にそのご意見をいただいておりますので、該当箇所に来ましたら、その都度ご説明したいと考えております。

それでは、委員会に先立ちまして、北海道建設部建設業担当局長の板谷よりご挨拶申し上げます。

事務局(板谷局長)

お疲れさまでございます。

本日は大変お忙しいところ、そして天候も悪いところ、第2回専門委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、今ご案内をさせていただきましたけれども、日程の関係上、堤委員長、そして小磯委員が欠席となっております。

欠席者の方々からは、今お話しさせていただきましたけれども、事前にご意見等はいただいておりますけれども、前回より少ないメンバーでの委員会審議となります。ご容赦願ひしたいと思います。

さて、6月1日に開催いたしました第1回目の委員会では、現在のプランの概要、そして検証結果、また、建設産業が置かれている現状、国・道の動きなどを事務局の方から説明をさせていただきました、それらの内容の確認に併せて、委員の皆様から新たなプランの課題の設定などをご議論いただいたところでございます。今回お諮りいたします素案の案でございますけれども、こうした皆様のご議論、そしてご意見などを踏まえながら作業を進めてまいりました。

後ほど、詳細については事務局よりご説明をさせていただきますけれども、取りまとめの視点といたしましては、本道の建設産業が道民生活や社会経済活動の基盤となる社会資本の整備、こちらはもとよ

り、自然災害に対しては、地域の安全・安心を守るために地域の先頭に立って迅速な復旧に努めていただいていると。さらには、建設産業が地域の雇用創出や経済発展に寄与するという「地域づくり産業」であって、地域にとって欠くことのできない産業であるということ。

こうした建設産業の重要な役割を十分に反映させる視点で、まず、地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展、これを本プランの基本方針として掲げまして、その上で、前回ご議論をいただきました経営力の強化、そして人材確保・育成の強化、そして建設産業の環境整備といった課題に、新たに今後増大いたします社会資本の維持・更新や災害に対応する地域の安全・安心の確保、これを加えた課題を基本方針達成のための4つの目標として設定いたしまして、施策と取組の展開を取りまとめたところでございます。

今後は、本日のご審議を踏まえまして、この案を素案といたしまして、道議会での議論、パブリックコメントなどを経まして、年明けを予定しておりますが、第3回の委員会に原案の案といたしましてご提案をしてみたいと考えておりますので、限られた時間でございますが、ご審議のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

事務局(京田課長)

それでは、ここからの進行は、安達委員長代理にお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

なお、本専門委員会は、道が定める「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に従いまして、公開とさせていただきます。

また、議事録につきましても、道のホームページ等で公開することとなっておりますので、委員の皆様方にはあらかじめご了承をお願いいたします。

よろしくお願いをいたします。

安達委員長代理

中小企業診断協会北海道の安達です。

委員長が不在ということで、私が代理を務めさせていただくことになりましたが、皆様方のご協力を得ながら議事を円滑に進めていきたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

それでは、早速、第2回専門委員会の議論に入りたいと思っております。

事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(京田課長)

それでは、まず今後のスケジュールについてご説明いたします。

お手元の資料1をご覧くださいと思います。

まず、8月24日、本日でございますが、本委員会開催の後、9月には支援プランの素案の策定、道議会建設委員会への報告を予定しております。

その後、10月になりますが、ここにはちょっと記載はしていませんが、関係団体等に素案の説明を行う予定でございます。

また、その後でございますが、11月からはパブリックコメントを実施し、来年1月に第3回目の専門委員会を開催したいと考えております。

その専門委員会では、原案の案をご議論いただき、その後、道議会建設委員会への報告等を経て、3月下旬までに支援プランを成案にしたいと考えております。

以上です。

安達委員長代理

ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がありましたことについて、委員の方から何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ございませんか。ありがとうございます。

それでは、特にご意見がないということで、私の方から確認させていただきたいことがございます。

ただいまのご説明によりますと、本日の議論を経てから素案を策定し、それからパブリックコメントを実施し、それから原案の案に移るということですが、原案の案について、第3回目の委員会で、大きく変更することは可能でしょうか。

事務局(京田課長)

本日のご議論を経たものを素案として議会に報告しました後、議会議論や素案の説明会、パブリックコメント等を行いますので、その後に大きく変わることは厳しいというふうに考えております。

安達委員長代理

ありがとうございます。

ただいまの事務局からのお話では、本日の議論で実質的に固めたいということですが、ただし、本日の議論の過程で、結論とならないものとか、宿題になるもの等が出る可能性があると考えられますが、今のお話では、基本的に本日の議論の方向性としては大きく変わることは厳しいというふうにお聞きしました。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ただいまのスケジュール案のところで、ご意見とかございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ございませんか。ありがとうございます。

安達委員長代理

それでは、議題(1)の第1回専門委員会の意見等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(京田課長)

それでは、第1回目の委員会で各委員から出されましたご意見につきまして、対応などについてご説明いたします。

資料2をご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、第1回目の専門委員会でいただいた意見の一覧となっております。

左側に、意見ごとに1、2、3、4と書いておりました、右端の方に具体的な対応内容を記載しております。

意見によりましては、別紙に、次の資料になりますが、本文のページを抜き取って該当箇所を明示しております。

それでは、資料2について説明していきたいと思います。

まず、議事4：北海道建設産業支援プラン2013推進事業についてのご意見でございます。

意見①ですが、「北海道建設業サポートセンターの建設業相談業務を更にPRしたほうがいい。」とのご意見でございます。

これにつきましては、今まで振興局の建設指導課でPRをしておりましたが、各建設管理部の入札契約課でも積極的に業者の方へPRを行うこととしております。実際、現在実施しております。

続きまして、議事5：北海道建設産業支援プラン2013の検証骨子案についてのご意見でございます。

意見②でございますが、「支援プランは建設業がメインであることは理解しているが、測量設計業に関して、データがない。」とのご意見でございます。

これにつきましては、先ほどのペーパー、資料2の次の資料でございますが、意見②と右上の方に書いてございます。その資料をご覧いただきたいと思います。

ページ2、2、第2章(2)建設関連業の登録業者数、次のページになりますが、(3)建設関連業への委託実績を本文の方に記載している状況でございます。

続きまして、意見③でございますが、「測量設計業は合併しても、優遇策がない。建設業と課題は違うので、少しでも検討してほしい。」とのご意見、また、意見④でございますが、「測量設計業には、ランク付けがないが、今後、どうなるのか。」とのご意見でございます。これらにつきましては、現在のところ、測量設計業をランク付けするような動きがありませんので、ご了承願います。

続きまして、議事6：新プランの課題検討についてのご意見でございます。

意見⑤と⑥ですが、「建設業は社会資本整備と防災など幅広く地域を支えている地域づくり産業であり、道として、しっかり支援していくとの考えが必要。」、また「建設業は土地・空間に対して、地域づくりを支えていく、地域にとって非常に大事な産業。」とのご意見でございます。

これにつきましては、先ほどの別冊の資料で右上に意見⑤と⑥と書いているところをご覧いただきたいと思います。

ページ1、1、第1章1策定の趣旨、及びページ5、1、第5章本プランの施策・取組の展開などで趣旨を記載している状況でございます。

続きまして、意見⑦です。「建設業の悪いイメージを払拭することが大事。」とのご意見です。

これにつきましては、先ほどの次のページ、右上に意見⑦のところでございますが、第4章2、人材の確保・育成でイメージが悪いことに言及し、その次のページになりますが、第5章でイメージアップの施策を記載している状況でございます。

続きまして、意見⑧です。「生産性向上には、労働力の平準化などいろいろな工夫が必要。」とのご意見です。

これにつきましては、また次のページでございますが、第5章1(2)生産性の向上で施策を記載しております。

続きまして、資料2の裏をめくっていただきたいと思います。

意見の⑨でございます。「建設業も、リスクヘッジのために、他分野へ進出してはどうか。」とのご意見です。

これにつきましては、次のページになりますが、第5章4(1)新分野や道外などへの進出で記載しております。

なお、堤委員長からは、追加のご意見として「建設業の新領域の話は、進出ではなく『建設業とは』という枠組みをもう少し大きく捉えて、様々な領域を内包することで、強くなれるのではないかという趣旨です。建設業は箱をつくることのできるのですから、知力との組み合わせがうまくいけば、いくらでも伸びしろのある産業だと思います。」とのお話をいただいております。

続きまして、意見⑩ですが、「建設業が他分野へ進出することは、必ずしもうまくいくとは限らない。」とのご意見でございます。

これにつきましては、別冊をご覧くださいなのですが、第4章4、新たな市場への進出で、新たな市場への進出は容易でないことを記載しております。

続きまして、意見⑪です。「様々な分野に挑戦しているケースが多い。」とのご意見です。

これにつきましては、メールマガジン等で紹介していきたいと考えています。なお、参考事例として、資料に道内進出の例、道外進出の例、海外進出の例を添付しております。

資料3の方をご覧くださいと思います。

今回の専門委員会として、参考例として資料を添付している状況でございます。

続きまして、意見⑫でございます。「農業に進出した会社は撤退している。頑張っている例を教えてください。」とのご意見です。

これにつきましては、別冊の先ほどと同じページでございます。第4章4、新たな市場への進出です。新たな市場への進出は容易でないことを記載しております。

また、事例につきましては、先ほど申しました資料3で紹介している状況でございます。

意見⑬です。「週休2日制は農業土木など工事の種類によって、難しい。また、週休2日制にしても、休みの日に他の現場に行く人もいる。」とのご意見です。

これにつきましては、別冊の次のページをご覧くださいと思います。右上に意見⑬と書いておりますが、第4章2、人材の確保・育成で、週休2日の導入は難しいことを記載しております。

続きまして、意見⑭でございます。「若年労働者が業界に入っていない。」とのご意見です。

これにつきましては、次のページをご覧いただきたいと思いますが、4章2、人材の確保・育成で、人材の確保が困難であることを記載しております。

意見⑮です。「仕事が一時的に忙しく、冬にないという状況がある。平準化されていない。」とのご意見です。

これにつきましては、次のページをご覧いただきたいんですが、4章（2）生産性の向上で課題として記載しております。

意見⑯と⑰です。「建設業とは、どういうものであるか、整理が必要。」「建設業とは何かというのを明快に定義するのは、難しい。建設業の実態は、建設産業群。」とのご意見です。

これにつきましては、次のページになりますが、第2章3、建設産業の特性ということで、建設産業としてはどういうものであるかというのを、箇条書きでございまして、5つを書いている状況でございます。

資料4をご覧いただきたいと思います。

本文は、先ほどの建設産業の特性というところで書いております。この資料4については、今回の専門委員会、本文には載らないものですが、資料4の1ページ目です。「建設業とは」というところでございまして、建設業法では、「この法律において建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。」となっております。

建設工事は、中段にありますように、土木一式工事から解体工事まで、29種類もの種類があります。

日本大百科全書も、同じような文書で、言葉で言い表すことは難しいという状況で、わかりづらいという状況がございまして。

そういうことから、資料4の次のページをご覧いただきたいと思いますが、これにつきましては、建設業、建設業者、建設関連業、建設サービスの需要者、行政などの関係を図にしたものでございまして。一口に建設業者といいましても、大企業から中小企業、一人親方などが存在し、また、別の見方からは、元請企業、下請企業、専門工事企業などが存在しています。そういうのが図柄になっている状況でございます。

右側の発注者とは、請負契約を交わし、実際の建設工事に入りますが、その周りには建設関連業や資材等の卸売業者などが存在し、それぞれが密接に関連しながら建設工事を行っている状況でございます。まさに、建設産業として一つの産業群を形成している状況がわかると思います。

次のページですが、先ほどは土木でございまして、こちらは建築の例でございます。ほぼ同じような構図になっております。

また、資料2の裏面に戻っていただきたいと思いますが。

意見⑱でございますが、「北海道として、週休2日のモデルを提案してはどうか。」とのご意見でございます。

これにつきましては、別冊の次のページをご覧いただきたいと思

ます。右肩に意見⑱と書いているところがございます。

第5章2（1）働き方改革の取組で記載しております。

意見⑲でございますが、「除雪業者など、地域を守る会社の存続が大事。」とのご意見です。

これにつきましては、また次のページになりますが、第5章本プランの施策・取組の展開などで記載しております。

意見⑳でございます。「建設業は、供給過剰の部分もあるが、足りなくなっている部分も出てきている。」とのご意見でございます。

これにつきましては、次のページになりますが、第4章企業の承継問題で記載しております。

意見㉑でございますが、「測量は冬期に調査ができないので、早期発注が必要。」とのご意見です。

これにつきましては、更に次のページになりますが、第5章で早期の発注について記載しております。

以上です。

安達委員長代理

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見ございましたらお願いします。

今のご説明はよろしいでしょうか。

中山委員。

中山委員

いや、結構です。

安達委員長代理

今の内容で、皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議題（2）の（仮称）北海道建設産業支援プラン2018の素案（案）について、1章ごとに事務局から説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

事務局（米地主幹）

支援プラン2018素案の（案）について説明いたします。資料6で説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、第1章に「プランの策定にあたって」ということで、1ページ目には、1として「策定の趣旨」を記載しております。

上段に、建設産業は、社会経済活動の基盤となる社会資本を整備すること、地域の雇用創出や経済発展への寄与、災害対応など地域の安全・安心の確保、維持管理や長寿命化対策など地域生活の確保など、地域において重要な役割を果たしていることなどを記述しております。

中段になりますけれども、現在は、前プラン策定時のような大幅な建設投資額の減少はないものの、全産業的に生産年齢人口の減少が進

む中で、建設業就業者の減少も止まらず、将来にわたる建設工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成に関する懸念が高まっていること。昨年の夏に連続して上陸した台風による災害のように、近年の本道では、局地的な集中豪雨が相次いで発生するなど、これまでも増して、地域の安全・安心の確保は重要であることを記述しております。現行のプランと新プランの策定時における建設産業を取り巻く背景の違いを記述しております。

その下になりますけれども、引き続き、建設産業の持続的発展に向けて、今回、道としての支援施策を総合的に取りまとめる新たな支援プラン「北海道建設産業支援プラン2018」を策定しております。

次に、2ページをご覧くださいと思います。

2ページは、「これまでの建設産業施策」として、これまでの経過を記載しております。

次に、3ページになりますけれども、プランの期間、対象、位置づけを記載しております。

3番としまして、「プランの期間」についてですが、現行のプランと同様に5年としております。プランの期間について、堤委員長から意見をもらっております。その内容としましては、「今後の課題ですが、これだけ経済状況が目まぐるしく変わる世情ですので、プランのサイクルの間隔を縮めた方がいいように思いました。」というご意見でした。

その意見に関してなんですけれども、「プランの期間」というところの6行目に記載しておりますように、「社会経済情勢の急激な変化が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。」と記載しております。また、第6章に記載しておりますけれども、「毎年の推進管理の中で適宜、状況に応じた推進事業等を検討する。」としております。

次に、4の「プランの対象」です。

対象につきましては、現行のプランと同様としております。対象としては、「土木工事や建築工事、公共工事や民間工事にかかわらず対象としていること」ですとか、「建設関連業も対象であること」を記述しております。

1章については、以上です。

安達委員長代理

ありがとうございました。

ただ今、第1章についての説明をしていただきましたが、こちらの内容で何かご質問とかご意見とか、ちょっと聞きたいこととかありましたら、お願いしたいのですが。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、引き続き第2章について説明をお願いいたします。

事務局(米地主幹)

第2章です。

「建設産業を取り巻く現状」ですけれども、1ページ目、1の「社会情勢」ということで、本道の総人口などを記載しております。

2ページ目からは、「建設産業の現状」ということで、各種データ等を用いて、現状を記載しております。第1回専門委員会で説明しましたので、詳細な説明は割愛させていただきます。

なお、先ほど申しましたが、2ページの下段と3ページの上段に建設関連業のデータなどを追加しております。

7ページをご覧ください。

7ページは、「建設産業の特性」を記載しております。

その下段になりますけれども、近年、建設産業を取り巻く環境が大きく変わっておりますことから、4番としまして、「建設産業を取り巻く国や道の動き」を記載しております。

内容につきまして、8ページになりますけれども、(1)の「公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正」についてですけれども、ここでは、建設投資額の減少に伴い、全国的に建設業を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注が多くなったことから、将来にわたる公共工事の品質確保と、その中長期的な担い手の確保、ダンピング受注の防止などのため、平成26年に法が改正されたことなどを記載しております。

(2)の「インフラ長寿命化計画」についてですけれども、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が、今後一斉に更新時期を迎えることから、施設の老朽化対策が大きな課題となっており、そのための計画が取りまとめられていることなどについて記載しております。

次に、9ページです。

(3)の「国土強靱化」です。災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保することが必要とされ、その考えが示されていることなどを記載しております。

(4)の「女性活躍推進」ですけれども、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に法律が施行されたことなどを記載しております。

(5)「ICTの活用、i-Construction」の導入についてです。

建設業の賃金上昇や休日の拡大などの働き方改革には、ICTの活用が必要不可欠であり、国を挙げて取組を進めていることなどを記載しております。

次に10ページです。

(6)として、「働き方改革」ですけれども、働く人の視点に立って労働制度の抜本的改革を行い、企業文化や風土を変えようとするなどなどを記載しております。

(7)「国土交通省の建設産業政策会議」です。

国土交通省でも、10年後においても建設産業が生産性を高めながら、現場力を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて、有識者による検討を行ってきたことを記載しております。

なお、第2章に関しまして、小磯委員からご意見をいただいております。

ます。

意見の内容につきましては、資料8をご覧いただきたいと思いを
ます。

資料8ですけれども、3番の「建設産業の特性」の中の「地域づく
り産業」についてです。

ここで、建設産業は日頃の維持管理や災害発生時の対応、また、地
域貢献などの幅広い役割があることから、そのことも記載すべきとい
う意見です。

このため、ページの2-7に囲っている部分ですけれども、アンダ
ーラインの文言を追加しております。

また、ページ2-9についてです。(3)の「国土強靱化」になり
ますが、北海道強靱化計画では、災害時における建設業の位置づけが
きちんと書かれているので、記載すべきというご意見をいただいてお
ります。ここでもアンダーラインの文言になりますけれども、追加し
ているところです。

2章の説明は、以上でございます。

安達委員長代理

ありがとうございました。

今の2章のご説明で、何か確認したいこととかご意見とかございま
したら、お願いします。

あと、進行の仕方でも、もしご意見がありましたら承りますので、
渡辺委員、いかがでしょうか。何でも結構でございます。

渡辺委員

良く検討されていると思います。

安達委員長代理

よろしいですか。

中山委員。

中山委員

十分網羅されていると思いますので。

安達委員長代理

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、次の第3章の方をお願いいたします。

事務局(米地主幹)

第3章です。第3章は「前プランの検証」です。

これらにつきましては、第1回の専門委員会でご説明しております
ので、詳細の説明は割愛いたしますが、第1回目専門委員会で提示
させていただきました資料に追加しているものがございます。

1ページの上段になりますけれども、現行プランの7つの課題と6
つの施策を追加しております。

また、課題ごとに、これまで行ってきた取組などを追加してしま
す。

ページ飛びまして、3-15になります。3章の一番最後になりま
すけれども、15ページに検証のまとめを記載しております。

下段に、3、「今後の対応」というものがあるのですけれども、そ
こで、前プランの検証の結果、様々な施策等の実施により一定程度の

改善がありました。依然として人材の確保・育成をはじめ、経営力の強化が引き続き重要な課題となっているほか、第2章に記載する建設産業を取り巻く動きに伴う新たな課題を抱えているとしております。

このため、今後も課題解決のための施策等の実施が必要として、第4章と第5章で検討するとしております。

第3章は、以上です。

安達委員長代理

ありがとうございます。

引き続き第3章について、ご意見、あるいはそれ以外の進行の進め具合に対してのご意見でも結構でございます。何かご要望でも。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、第4章をよろしく申し上げます。

事務局(米地主幹)

第4章「本プランの課題設定」についてです。

まず、1ページの1行目からになりますけれども、建設産業の現状や関係団体等からいただいた意見、建設業者等に対するアンケート調査結果、国などの建設産業を取り巻く動きなどを踏まえたこと、第3章における前プランの検証の結果、技術の承継のためにも、引き続き人材の確保・育成が重要であること、地域経済の発展に寄与している地域づくり産業の持続的発展のためには、経営力の強化も重要な課題としております。

次の段落に、平成28年夏に連続して上陸した台風による災害のように、近年、道内各地で局地的な集中豪雨が相次いで発生するなど、これまでも増して災害への対応が重要となっていること、地域の生活を守る建設産業の持続的発展も必要なことから、地域の安全・安心の確保も重要な課題としております。

次に、その他の課題については、一定程度の改善となっているものがありますが、本プランの重要課題の解消には、建設産業を取り巻くさまざまな環境が整っている必要があります。それらをまとめて「建設産業の環境整備」の課題としております。

結果としまして、本プランの課題は、図に記載してありますとおり、「経営力の強化」、「人材の確保・育成」、「地域の安全・安心の確保」、「建設産業の環境整備」の4つとしております。

1ページの下段の1、「経営力の強化」から、次のページ以降につきましては、課題ごとに詳細な問題点等を記載してあります。

第4章については、以上でございます。

安達委員長代理

ありがとうございました。

第4章に関して、ご意見。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員

先ほどの専門委員会における意見のところでもご説明いただいた

部分なのですが、4-2(2)生産性の向上の部分でございます。最後の3行に、「工事のピーク時には人員が不足することから」ということと、「北海道は積雪寒冷地であり、冬期間の施工に大きな制約を受けることから」という文言があるのですが、このところ、前回もお話しさせていただいたのですが、測量や調査作業についても、ピーク時には人員が不足すること、それから積雪寒冷地であることから、外での調査業務については非常に制約期間が長いということで、できれば、「工事・調査」というような形で入れていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

安達委員長代理

今の意見に対して、よろしく願います。

事務局(京田課長)

ご意見のとおり、工事と書いておりますが、調査も含んでの意味でございますので、修文させていただきたいと思っております。

修文の内容について、今ご確認したいと思っておりますが、先ほど冬期間の施工の後ろに「・調査」という話ですので、最初から、「また」のところから行きますと、調査とか含めて「また、工事等」と入れた方がよろしいということですね。

渡辺委員

そうですね、そういう形で少しおおくりなイメージを出していただければと思います。

事務局(京田課長)

両方含むような形ですね。それでしたら、「また、工事等のピーク時には人員が不足することから、工事等の平準化や早期発注を求める声が多くなっているほか、北海道は積雪寒冷地であり、冬期間の施工・調査に大きな制約を受けることから、工事等の早期発注や適期の施工・調査が求められています。」というような文章でいいでしょうか。

渡辺委員

最後の「適期の施工・調査」はくどくなるので、適期施工だけでもいいかと思っております。ありがとうございます。

事務局(京田課長)

最後のところは、「工事等の早期発注や適期施工が求められています。」ということにしたいと思います。

安達委員長代理

渡辺委員、ご意見ありがとうございました。

そうしましたら、今事務局の方からもご説明ありましたけれども、工事に「等」という言葉を添えて、もう少し広がりを持たせるということで、ありがとうございます。

あと、こちらの章で何かございませんでしょうか。

大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

そうしましたら、次に5章の方をお願いします。

事務局（米地主幹）

次、第5章です。

ここは、1回目の専門委員会では詳細についてご提示できませんでしたので、詳しい説明をしたいと思います。

第5章の「本プランの施策・取組の展開」です。

1ページ中段に、本道の建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる社会資本整備はもとより、自然災害に対しては、地域の安全・安心を守るために、地域の先頭に立ち、迅速な復旧に努めていること、地域の雇用創出や地域経済発展に寄与するという地域づくり産業であり、地域にとっては欠くことのできない産業ということを記述しております。

それを受けまして、その下になりますけれども、こうしたことから、本プランにおいては、地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展を基本方針としますと記載しております。

更にその下になりますけれども、その基本方針達成のための目標としまして、「将来に続く経営力の強化」、「技術をつなぐ担い手確保・育成の強化」、「地域の安全・安心の確保」、「建設産業の環境整備」としております。

2ページの上に、今説明しました1ページの記載内容のイメージ図を記載しております。

図には、目標を記載しておりまして、目標ごとに施策・取組を枠内に記載しております。

更に、現行プランと同様に、「発注者としての取組」、これについても記載しております。

2ページ中段の1、「将来に続く経営力の強化」、これ以降につきましては、目標ごとに具体的な施策・取組を記載する形で整理しております。

まず、目標の1つ目になりますけれども、「将来に続く経営力の強化」の施策・取組としまして、まず（1）の「経営力の向上」、ここでは、建設産業を取り巻く環境が依然として厳しい中で、各企業が持続的発展を遂げるためには、常に安定的な利益を得られる経営力が必要となっていることから、そのための主な具体的施策・取組を記載しております。

次のページ、3ページになりますけれども、（2）の「生産性の向上」です。

ここでは、建設産業における人材の確保が困難な中、各企業が安定的な経営を行うには、少ない就業者においても今までと同様の成果を上げることが必要であり、様々な省力化の取組やICTの導入などによって、工事施工や業務実施の一層の効率化を図ることが重要であること、それと、施策・取組について記載しております。

（3）の「技術力の向上」です。

品確法の改正以降、将来にわたる建設工事の品質確保が重要となり、より一層の技術力の向上が求められていること、それと、具体的な施策・取組を記載しております。

次、4ページになります。

目標の2つ目になりますけれども、「技術をつなぐ担い手確保・育

成の強化」の施策・取組として、まず（１）の「働き方改革」です。
働き方改革では、建設産業は、他の産業に比べ、週休２日の導入や長時間労働改善などの対応が遅れており、建設業就業者の入職が進んでいないことから、就業環境の改善が必要となっており、そのための主な具体的施策・取組を記載しております。

次に、（２）としまして、「担い手の確保」です。

建設業就業者数は引き続き減少しており、建設産業の持続的発展のためには、担い手の確保が喫緊の課題となっていることと、施策・取組について記載しております。

次の５ページです。

（３）の「担い手の育成」です。

ここでは、建設産業は、入職者の減少だけでなく、入職後３年以内の離職率も高いことから、建設産業で働く方々に長く勤めてもらうための支援や取組が必要となっていることと、それに伴う施策・取組を記載しております。

（４）の「女性の活躍推進」です。

建設産業においても、女性の個性と能力が十分に発揮されること、それが一層重要であり女性の活躍推進が求められていること、そのための施策・取組を記載しています。

下段の目標の３つ目になりますけれども、「地域の安全・安心の確保」の施策・取組として、まず（１）の「地域力の強化」です。

ここでは、建設産業は、日頃の維持管理や社会資本の長寿命化への対応のほか、災害などから地域住民を守る役割が重要となっており、その地域に根ざした企業の持続的発展が必要となっていること、それと、施策・取組を記載しております。

次の６ページです。

（２）の「市町村との連携強化」です。

ここでは、建設産業が地域の守り手、地方創生の担い手となるためには、その地域の市町村との強力な連携が必要となりますことから、そのための施策・取組を記載しております。

中段になりますけれども、目標の４つ目、「建設産業の環境整備」の施策・取組として、（１）の「新分野や道外などへの進出」。ここでは、建設業団体等との意見交換では、多くの建設業者は本業の強化を経営方針にしておりますけれども、年度間、季節による受注工事の増減による影響を平準化するためには、新分野や道外などへ進出することも経営判断の一つとなることと、それに伴う施策・取組を記載しております。

その下の（２）の「法令遵守の徹底」です。

ここでは、道外においては、依然として談合などが行われ、指名停止処分が続いていること、公正な競争環境のためにも、引き続き法令遵守が求められていることと、施策・取組を記載しております。

次の７ページになります。

７ページ、（３）の「適正な施工体制」です。

建設工事は、発注者と直接契約を行う元請業者と、その元請業者と契約を行う下請業者が組み合わさって、工事が行われる重層下請構造

となっており、元請業者と下請業者が対等な立場で契約が取り交わされ、下請業者にしわ寄せがいくことがない体制が求められていることと、施策・取組を記載しております。

(4)の「不良・不適格業者の排除」です。

優良な建設業者が持続的発展をするためには、適正な競争環境が必要であり、建設産業に対する悪いイメージを払拭するためにも、不良・不適格業者の排除が必要であることから、そのための施策・取組を記載しております。

次に、「発注者としての取組」としまして、(1)の「建設業経営効率化の取組」です。

経営の安定化は、発注者と受注者が建設産業の置かれている状況や課題を共有し、解決することによって可能となることから、意見交換等が重要であることと、そのための具体的施策・取組を記載しております。

次の8ページになりますけれども、(2)の「生産性の向上の取組」です。

建設業就業者が減少している中で、適正な営業利益を得るためには、少ない人数で同様の成果を得ることが必要であり、生産性の向上が必須となっていることから、そのための具体的施策・取組を記載しております。

(3)の「担い手確保・育成に関する取組」です。

ここでは、多くの建設業者は本業の強化を経営方針としており、担い手不足が続く中で、人材確保のためには、賃金アップや週休2日制などの就業環境の改善が求められていることと、関連する施策・取組を記載しております。

次の9ページになります。

(4)の「地域の安全・安心の確保」です。

防災対応や災害復旧、インフラの維持管理や補修、除雪など、地域の生活を守る建設産業は不可欠なものであり、地域に根ざした建設産業の持続的発展が必要であることと、施策・取組を記載しております。

(5)の「透明で公正な競争の促進」です。

建設産業の健全な発展のためには、公正な競争が必要となっていることから、そのための具体的施策・取組を記載しております。

5章の説明は、以上です。

安達委員長代理

ありがとうございました。

ただいまの5章の説明に対しまして、ご意見等ございましたらお願いしたいのですが、結構ボリュームがあるところでございますし、この建設業の問題、元請と下請というところも入っていると思いますが。

中山委員。

中山委員

実際は施策の方に入れてあると思いますので、この辺は全然問題ないと思います。

安達委員長代理

よろしいですか。

中山委員

この後ですね。施策がどうなるかということだと思います。

安達委員長代理

では、ほかの委員。

(「いいですよ」の声あり)

ありがとうございます。

そうしましたら、最後の第6章、お願いいたします。

事務局(米地主幹)

それでは、最後の第6章「プランの推進について」です。

まず、1としまして、「推進にあたっての姿勢」を記載しております。

建設産業につきましては、各企業は、自社の持続的発展のほか、地域の発展や雇用を支え、地域の安全・安心を守る重要な役割を担っていることを認識し、必要に応じ、本プランを活用するなど、企業ごとの努力が求められるとしております。

その下に、北海道の取組です。

道は、本プランの周知に努めるとともに、各企業、業界団体の行う取組が円滑に進むように、全庁を挙げて支援に取り組むとしております。

なお、その下になりますけれども、道民の皆様にも、本プランの推進にご協力をお願いする旨を記述しております。

2番目の「推進・管理体制」です。

北海道建設業サポートセンターや建設産業振興に関する連絡会議、地方建設業経営効率化協議会などで、本プランの情報発信ですとか、進行管理、意見交換などを行うこととしております。

なお、第6章の次に注釈を記載しております。

また、別冊になりますけれども、資料7として、資料編を添付しております。この資料7の資料編の内容としましては、地方建設業協会との意見交換会の意見ですとか、アンケート結果、品確法の概要、インフラ長寿命化計画の概要などを記載しております。

6章に関しては、以上でございます。

安達委員長代理

ありがとうございました。

6章に関して、ご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、第1章から第6章まで、資料編も含めて議論をしていたいただいておりますが、全体を通してご意見とかご質問ございましたら、お願いしたいのですが。

渡辺委員、いかがでしょうか。お願いします。

渡辺委員

すみません。担い手の確保は非常に重要な施策だと思っておりますの

で確認です。3-7に離職した割合という数字が出ております。北海道労働局さんの資料で、建設業に就職した方の離職率ということですが、他産業と比べて離職した人の割合というのは、建設業は特別に多いというような傾向なのではないでしょうか。もし分かれば結構なのですけれども。

事務局（米地主幹） 全体と比べると、建設業の離職率は高い状況になっております。

渡辺委員 ありがとうございます。
そうすると、担い手の育成の5-5は、特に建設業の離職率が高いので、それに対する支援が重要だというふうに取り上げていってよろしいということですね。

安達委員長代理 ありがとうございます。
それでは、もう最後に近いので、濱野委員、いかがでしょうか。よろしいですか。
中山委員は。

中山委員 本当に、網羅されていると思います。この後も期待いたします。

安達委員長代理 それでは、検討に期待しますというご意見をいただいておりますので、よろしいかと思えます。
全体を通しての意見も特にないようですので、次に議題の3のその他に入りたいのですが、事務局の方で何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

事務局（京田課長） その他でございますが、次期開催月の件でございます。
第3回目の専門委員会の開催についてでございますが、来年の1月を予定しております。また近くなりましたら日程調整させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
以上でございます。

安達委員長代理 ありがとうございます。
それでは、以上で議事は全て終了いたします。
これをもちまして、第2回建設産業の振興に関する専門委員会を閉会いたします。
議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。